

熱海市観光協会主催

熱海の夜景と花火を楽しむ

花火観覧クルーズ



2019年4月20日(土)

5月11日(土)・26日(日)

6月16日(日)

全4回

熱海海上花火大会にあわせて実施する花火観覧クルーズ！キラキラと輝く熱海の夜景をバックにした迫力ある花火大会をお楽しみください。

実施日 4月20日(土)・5月11日(土)・26日(日)・6月16日(日)

行程 19:30 熱海港集合・乗船
19:50~20:20 出港・夜景観賞
20:20~20:45 花火大会観覧
21:00 熱海港帰港・下船

定員 各日250名 ※最少催行人員大人2名

旅行代金 大人(中学生以上)2,000円 小学生1,000円

販売 熱海市観光協会・熱海観光案内所(駅ビル「ラスカ熱海」1F)

お問合せ 一般社団法人熱海市観光協会 電話0557-85-2222

※利用船会社：株式会社富士急マリンリゾート

※1歳~未就学児は大人1人につき2名まで無料。3人目からは有料(1,000円)となります。

※熱海港の当プラン乗船受付へ「予約確認書」をご提出の上、受付をお済ませください。

※荒天の場合は運航中止となります。当日12時以降に熱海市観光協会のホームページでお知らせします。

※当プランは【個人型プラン】です。添乗員は同行しません。

※当プランに食事はついておりません。

<旅行企画・実施>

一般社団法人 **熱海市観光協会**

静岡県知事登録旅行業第3-601号

一般社団法人 全国旅行業協会 正会員

〒413-0014静岡県熱海市渚町2018-8

<販売場所>

熱海市観光協会 熱海市渚町2018-8

販売9:00~17:00 年中無休※臨時休業あり

熱海観光案内所 駅ビル「ラスカ熱海」1F

販売9:00~17:00 (ラスカ熱海休館日は休業)

国内旅行業務取扱管理者：井戸真弓

お申込またく前に、下記事項、及び表面の掲載内容を併せてご確認の上お申込まください。

国内募集型企画旅行条件（抜粋）

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面および同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部になります。

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上、お申し込みください。

■募集型企画旅行契約

この旅行は(一社)熱海市観光協会(静岡県知事登録旅行業第3-601号。以下「当協会」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、出発前にお渡しする行程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申し込み及び契約成立時期

- ・必要事項をお申し出のうえ、下記お申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際、差し引かせていただきます。
- ・電話、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当協会が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認の上、申込金の支払いをしていただきます。
- ・旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- ・申込金(お一人様) 旅行代金の20%

■取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

<契約解除の日>

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

- | | |
|--|-----------|
| ①21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあつては11日目)..... | 無料 |
| ②20日目(日帰り旅行にあつては10日目)にあたる日以降の解除(③~⑥を除く)..... | 旅行代金の20% |
| ③7日目にあたる日以降の解除(④~⑥を除く)..... | 旅行代金の30% |
| ④旅行開始日の前日の解除..... | 旅行代金の40% |
| ⑤当日の解除(⑥を除く)..... | 旅行代金の50% |
| ⑥旅行開始後の解除又は無連絡不参加..... | 旅行代金の100% |

<取消料(お一人様)>

■旅行代金に含まれるもの

旅行行程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)及び消費税等諸税。

※これらの費用(旅行代金)は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

※行程に含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。(かなる場合でも行程に含まれない交通費等の個人的費用はお支払いいたしません。)

■特別補償

当協会は、当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被つた一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金: 1500万円
- ・入院見舞金: 2~20万円
- ・通院見舞金: 1~5万円
- ・携行品損害補償金: お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個または1対のものは10万円を限度とする)

■国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱について

・当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

■旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年2月1日を基準としています。又、旅行代金は2019年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。